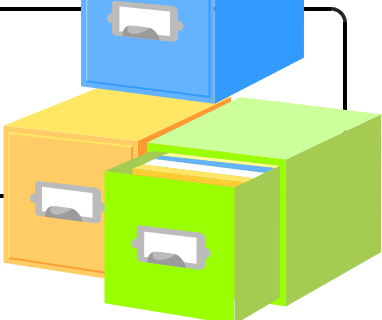


事務所通信

5年 7年

平成16年度の税制改正で、帳簿の保存期間に変更ありました。

下記の 見積書、納品書、請求書などの商品等の納品、引き取りの書類等の保存期間が 5年間から7年間に変更になりました。

7年間保存 (税法の規定)	<ul style="list-style-type: none">・ 見積書、納品書、請求書などの商品等の納品、引き取りの書類	
-------------------------	--	--

下記の書類の保存期間に変更はありません。

7年間保存 (税法の規定)	<ul style="list-style-type: none">・ 仕訳帳(仕訳伝票)、現金出納帳、売掛帳、買掛帳などの帳簿・ 領収書、小切手控、預金通帳、借用書など現金、銀行関係の書類・ 給与の年末調整関係の書類
10年間保存 (商法の規定)	<ul style="list-style-type: none">・ 決算書 (貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案、各付属明細書)・ 総勘定元帳

上記の改正は、平成13年4月1日以後の事業年度に適用されます。

田畑浩正税理士事務所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

<http://homepage2.nifty.com/tz21/> E-Mail tz21@nifty.com